

被爆2、3世に法的援護を

3団体 長崎市へ申し入れ



被爆2、3世の法的援護を国に要望するよう長崎市に申し入れる崎山事務局長（右から2人目）ら＝同市役所

長崎市の被爆2、3世の法的援護を国に求めるよう申し入れた。生活や健康に関する実態調査の実施

長崎市に対し、被爆2、3世の法的援護を国に求めるよう申し入れた。生活や健康に関する実態調査の実施

も求めた。被爆2世らへの施策は年1回の健康診断にとどまっていたが、今年6月から健康診断結果を記入する「記録簿」が国の予算で発行される。

団体側は記録簿発行を「小さな一歩」と一定評価する一方、「法的援護にはつながらない」と指摘。被爆者への医療費支給を定めた被爆者援護法を2世らにも適用するよう、国への働き掛けを市に求め、「2世も高齢化しておりスピード感を持って対応を」と訴えた。

市は毎年の申し入れを受け、国に対し健診内容の拡充や実態調査の実施を要望してきた。市原爆被爆対策部の前田孝志部長は「一朝一夕にはいかなない課題が山積み。市議会とも一緒に取り組み」と述べた。市役所所長には「被爆2世の会の崎山昇事務局長ら4人が訪れ、丸尾会長がオンラインで参画した。」

（三代直矢）